

国民健康保険税の税率を改正しました

申問国保年金課 ☎0176-51-6751

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税（国保税）を出し合ってお互いに助け合う制度です。

県が進めている保険料（税）の水準統一化※を見据えて本年度の税率を次のとおり改正しましたので、7月上旬に国保税の納税通知書を納税義務者（世帯主）宛てに郵送します。

※同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険料（税）となるようにすることで、市町村間の格差を解消し、県民の皆さんの公平な負担を目指すものです。

改正内容

	基礎（医療分）		後期高齢者支援分		介護納付分※	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
①所得割	7.7%	7.1%	2.4%	2.9%	1.8%	2.5%
②資産割	22.4%	廃止	5.4%	廃止	3.0%	廃止
③均等割	23,600 円	24,600 円	8,500 円	10,100 円	9,100 円	12,100 円
④平等割	29,900 円	20,500 円	7,200 円	8,400 円	5,600 円	7,800 円
限度額	650,000 円	660,000 円	240,000 円	260,000 円	170,000 円	170,000 円

※ 40 歳以上 65 歳未満の被保険者のみ

①所得割…前年の総所得などに対してかかる税率

③均等割…被保険者 1 人あたりに対してかかる税額

②資産割…当該年度の固定資産税（土地・家屋分）に対してかかる税率

④平等割…被保険者世帯 1 世帯あたりに対してかかる税率

● 8 月 1 日(金)以降の国民健康保険被保険者証（保険証）の取り扱いについて

国の法改正により、令和 6 年 12 月 2 日から「マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）」を基本とする仕組みに移行しました。

保険証の有効期限（7 月 31 日）が到来する前に、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を 7 月中旬に世帯主宛てに普通郵便で送付します。



6 月 30 日(月)時点で「マイナ保険証」を

①お持ちの人

ご自身の被保険者資格情報などを簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を郵送します。

8 月 1 日(金)以降に医療機関などを受診するときは「マイナ保険証」をご使用ください。医療機関などで「マイナ保険証」の読み取りができないときは、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を提示することで保険診療を受けることができます。

②お持ちでない人

保険証の代わりとして「資格確認書」を郵送します。

8 月 1 日(金)以降に医療機関などを受診するときは「資格確認書」を窓口に提示することで、これまでと同様に保険診療を受けることができます。



マイナちゃん

国保加入者で住所地に居住していない人はお知らせください

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は世帯主宛てに郵送します。

特別な事情で住所地に居住していない世帯の人は、郵便局で転送手続きをするか、

6 月 20 日(金)までに国保年金課で送付先変更などの申請をお願いします。

※送付先変更などの申請は毎年必要です。また、世帯員個別の申請は受け付けしていません。

※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。



▲市ホームページ
はこちらから